

原議保存期間	5年(令和11年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和11年12月31日まで保存)

人少甲達第80号
生企甲達第109号
令和6年8月13日

部課署長 殿

石川県警察本部長

少年の健全な育成に向けた学校及び教育委員会との連携の強化について
(通達)

対号 令和3年1月7日付け人少甲達第4号、生企甲達第4号「少年の健全な育成に向けた学校及び教育委員会との連携の強化について(通達)」

少年の非行を防止し、少年を犯罪等の被害から守るための警察と学校及び教育委員会(以下「学校等」という。)との連携については、対号等に基づき、それぞれの自発的な発意に基づく情報交換等に積極的に取り組んでいるところである。

一方で、少年の非行、犯罪被害の防止等を取り巻く情勢は引き続き注意を要する状況にあり、より一層、非行防止、犯罪被害の防止等、少年の健全育成に向け学校等と連携した各種施策を強力に推進していく必要がある。

各所属にあっては、次の点に留意し、少年の健全育成に向けた学校等との連携の一層の強化を図られたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 効果的な情報発信、共有等に基づく具体的取組の検討

大麻事犯を始めとする薬物乱用少年が増加しているほか、SNS等の違法・悪質な求人広告に応募した少年が特殊詐欺や組織的な強盗、窃盗等に手を染め、

結果として匿名・流動型犯罪グループに加担するケースもみられるなど、少年を取り巻く最新の非行情勢等について、警察と学校とが参加する学校警察連絡協議会等の場において発信するなど、効果的な情報発信に努め、その共有等を図ること。その上で、各所属の実情に即し、同協議会等において非行防止教室等の開催等を通じた児童生徒の規範意識の啓発に係る取組等について具体的に協議すること。

2 適切な役割分担に基づく取組の推進

少年の非行防止、犯罪被害の防止等、少年の健全育成に係る各種取組については、関係機関が連携の上、それぞれの強みを発揮することが重要である。各種取組の実施に当たり、教育現場における対応が適切と認められるものについては、学校教育の立場からの指導等を積極的に促すなど、少年の健全育成に係る各種取組が学校等との適切な役割分担の下で行われるように配慮するとともに、学校等が主体となる取組について、専門的な助言・指導等を行うこと。